

委託業務仕様書

1 目的

豪州においては、写真映えする雪景色や冬祭り等のほか、スキーなどのスノーアクティビティを夏季のバカンスシーズン(12月～1月)に楽しめる日本が人気の旅行地となっていることから、冬季誘客の促進を目的として、現地メディア等を通じてスノーアクティビティをはじめとする本県の冬の魅力を発信する。

2 委託名称

豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月15日まで

4 業務の概要

(1) メディア等による情報発信業務

豪州メディア等が県内の写真映えする雪景色や小正月行事、温泉やスキー等の体験型コンテンツ等の情報を発信する。なお、秋田のスキー場等の写真・情報については、委託者から可能な限り提供する。

- ① 媒体数: 1社以上
- ② 発信時期: 令和7年9月まで
- ③ 発信回数: 1回以上
- ④ その他: 情報発信については、記事掲載経費等を含むものとする。

(2) 独自提案

その他、豪州からの冬季誘客に資するもので受託者が提案する業務を実施する。

(3) 報告書作成業務

本業務の実施状況については、契約期間満了時には、実績報告書を提出すること。また、上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。なお、実績報告書には、次年度以降のプロモーションに活用できるよう、媒体接触者の年代・性別・興味などの属性情報や発信内容に対するリアクションなどを分析し、その結果を記載すること。

(4) KPIの設定

本事業の目的に照らし最も効果的なKPIを各事業毎に設定すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

ア 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または請け負わせることはできない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務により制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第8号）第27条及び第28条の権利を含む。）は全て委託者に帰属し、被招請者が撮影した映像等については、秋田県が使用できるよう調整する。

ただし、疑義がある場合は、協議の上、定めるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

6 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、協議の上、定めることとする。

(2) 但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。